

特集

～疑問に答えて～⑥ その1

同和問題 Q & A

「ねたみ差別」

特別な事業が行われているのは、同和地区だけか。

高知県は、山村や離島、漁村が多く、一部の地域を除き、過疎化が進んでいます。過疎地域では、医療や教育などのさまざまな基盤を整備するのが難しく、そのために「過疎地域振興特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「漁業再建特別措置法」などの特別措置法が作られ、事業が行われていきます。南国市に比較的近い香北町や物部村では、立派な基幹集落センターや診療所、老人ホーム、山中腹までのびた生活道路など、これらの特別措置法によって

できたいろいろな施設が見られます。(写真参照)
また、経営基盤の安定してない中小企業に対するさまざまな特別措置法や、農業近代化資金の貸し付け(これは、同和地区に対する新築資金の貸し付けと同じように、低金利です)などを行う農業基盤整備のための特別措置法など、現在二百八十以上の特別措置法があります。

このように、地域やそれぞれの状況に応じた特別な施策により、私たちの生活をより向上させていくことが、お互いの幸せをつくることになるのではないのでしょうか。同和地区に対する「地対財特法」もその一つなのです。

「同和地区にだけ」と感じるのは、なぜでしょうか。

一つには、同和対策事業の結果が「目に見える」目につくからではないでしょうか。同和地区以外でも、道路が整備されたり、下水道が整備されたりして生活環境は整ってきました。しかし、それは長い間の積み重ねの結果です。ところが、同和地区の場合には劣悪な状態がずっと放置され、事業によって一気に良くなりました。そのため、同和地区の変化が際だって見えるのではないのでしょうか。

根強いねたみ意識や誤解

南国市で、同和対策事業が行われるようになってから、26年たちました。その間、同和地区の環境は見違えるように改善されました。

しかし、事業が進むにつれて、さまざまな誤解やうわさが聞かれるようになりました。

- それは、
- ◆ 同和地区にだけ、なぜ特別な事業が行われるのか。
- ◆ 今は、同和地区のほうがよっぽどよくなった。逆に私たちが差別されているみたいだ。
- ◆ 改良住宅の家賃が安すぎる。
- ◆ 運転免許がただで取れる。
- ◆ 家を建てるのに金を借りても返さなくてもよい。
- ◆ 同和対策事業はもう十分。やりすぎだ。などです。

今回と次回にわたって、このような声がほんとうに正しいのか、考えてみましょう。



定住促進マンション(物部村)

二つ目には、そのような人びとの心の中には、「同和地区は劣っていて当たり前」という考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。同和地区が良くなり、自分たちと同じになるのはおもしろくないという心理があるのではないのでしょうか。

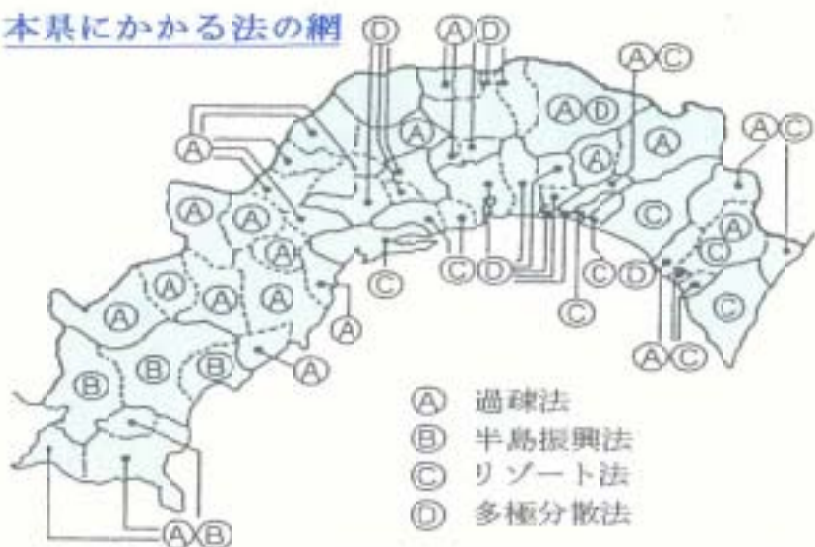
三つ目には、なぜ行われるのか知らされないまま、事業が進んでいったことです。この点では、事業の必要性や事業の仕組みなどを十分に知らせていなかった行政に責任があります。

同和対策事業の仕組み

同和対策事業は差別の結果、劣悪であった同和地区の環境などを改善するため、一九六九年に制定された「同和対策事業特別措置法」に基づいて始まりました。この法律は、事業内容や方法を実情に合わせてながら、現在の「地対財特法」に受け継がれています。

この法律では、同和対策事業にかかる費用を、次の

本県にかかる法の網



	特例措置
過疎法	1. 財政面=国庫補助率のかさ上げ(学校総合1/2→2/3など)、過疎債など 2. 税制面=事業用資産の買い替えにかかわる課税の特例、減価償却の特例 3. 金融面=農林漁業金融公庫貸し付け、過疎地域産業振興特利制度など
半島振興法	1. 財政面=半島循環道路の整備(補助率5.5/10→5.75/10)、基幹的市町村道整備の県代行、農道整備事業の採択基準の緩和など 2. 税制面=減価償却の特例、特別土地保有税の非課税など 3. 金融面=地域産業振興特利制度、地域産業振興貸付制度
リゾート法	A 民間事業者への支援 1. 税制面=法人税、所得税の特別償却、事業所税の非課税、固定資産税の不均一課税など 2. 資金面=第三セクターのスポーツ、レクリエーション施設整備に対するNTT無利子融資 B 地方公共団体への支援 1. 地方債=民間事業者に対する出資、補助など助成経費の地方債充当など 2. 公営施設整備=港湾・コースタルリゾート・関連公共施設の整備
多極分散法	重点整備地区内に整備する中核的民間施設についてリゾート法とほぼ同様の税制、金融上の支援措置

'93. 1. 3(付け高知新聞より)

ように決めています。ある事業を行うのに六百万円必要だとします、そのうちの三分の二(四百万円)は国が出し、南国市は三分の一(二百万円)を出せばいいのです。しかも、この二百万円は、全額起債とすることができ、その五分の四(百六十万円)を返還するときには、地方交付税特別交付金として交付されます。つまり、南国市が実際に

負担するのは、事業額の十五分の一、四十万円程度です。このような仕組みはほかの特別措置法も同じで、市町村の負担は十五分の一を原則としてしています。

ここで、発想を転換していただきたいことがあります。それは、「同和地区にだけいい物ができる」というのではなく、「同和対策事業でさまざまな施設が増えることは、

少ないお金で南国市の財産が増える」とは考えられないのでしょうか。
現実には西部体育館や長岡西スポーツ公園(仮称)テニスコートなどは、同和地区外の市民や、高等学校のクラブ活動などにもかなり利用されています。施設使用の優先権は、本来の趣旨からいっても地区住民にあります。空いていれば積極的に利用してはどう

(次号につづく)